＜モデル＞

労働者派遣契約書（個別契約）

株式会社○○商事（派遣先）（甲）と株式会社△△スタッフ（派△△－△△△△△△）（派遣元事業主）（乙）とは、労働者派遣契約を次のとおり定める。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事業務内容 | ＯＡ事務機操作、電話応対、来客応対及びその他一般事務 | | | |
| 責任の程度 | 副リーダー（部下2名、リーダー不在の間の緊急対応が週1回程度）  *（※役職・権限等がない場合は、「役職等なし」）* | | | |
| 派遣先事業所の  名称及び所在地 | 株式会社○○商事　福岡支店  〒＊＊＊－＊＊＊＊　　福岡市博多区博多駅前＊－＊＊　　○○ビル２Ｆ  ＴＥＬ　　０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 派遣就業場所 | （就業場所名）  〒＊＊＊－＊＊＊＊　　福岡市中央区天神＊－＊＊　　○○ビル３Ｆ  ＴＥＬ　　０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 組織単位 | 販売促進部〇○課（○○課長） | | | |
| 指揮命令者 | 販売促進部○○課○○係長　○○○○ | | | |
| 派遣就業の期間 | ＊年＊月＊日～＊年＊月＊日 | | | |
| 派遣就業日 | 月～金 | | 休日 | 土、日、休祝日 |
| 始業・終業時刻 | 8時30分～17時00分 | | | |
| 休憩時間 | 12時00分～13時00分（60分） | | | |
| 時間外労働 | 有　（１日４時間、１か月４５時間、１年３６０時間の範囲内）・無 | | | |
| 休日労働 | 有　（１か月　　２日以内）・無 | | | |
| 安全・衛生 | 派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。  *（※業務内容から具体的な事項を定め、記載してください。）* | | | |
| 派遣元責任者 | 派遣事業課長　△△△△　　　　　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 派遣先責任者 | 販売促進部○○課○○係長　○○○○ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | | |
| 福利厚生等の便宜供与 | 制服の貸与あり。休憩室、更衣室の利用可能。  *（※便宜供与の定めをした場合は、具体的に記載してください。なお、給食施設・休憩室・更衣室の利用については、法律上の記載事項ではありませんが、法第40条第3項の規定に基づき利用の機会を付与しなければならないとされていることに留意してください。）* | | | |
|
| 苦情処理申出先 | 派遣元 | 派遣事業課係長　△△△△　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | |
| 派遣先 | 総務課○○係係長○○○○　ＴＥＬ０９２－＊＊＊－＊＊＊＊ | | |
| 苦情処理方法・連携体制等 | 甲が苦情の申出を受けたときには、ただちに乙の派遣元責任者へ連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。  乙が苦情の申出を受けたときには、ただちに甲の派遣先責任者へ連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。  甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情についても、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。 | | | |
| 労働者派遣契約の解除の場合の措置 | １　労働者派遣契約の解除の事前の申入れ  　甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。  ２　就業機会の確保  　甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。  ３　損害賠償等に係る適切な措置  　甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い、乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。  ４　労働者派遣契約の解除の理由の明示  甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。 | | | |
| 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 | 労働者派遣終了後、派遣労働者を甲が雇用する場合には、事前に乙に通知する。  （※職業紹介許可のある事業主の場合は、以下の紹介手数料等の記載をすること）  その際、乙の職業紹介の上、紹介手数料として、甲は乙に対して、支払われた賃金額の＊分の＊に相当する額を支払うものとする。 | | | |
| 紹介予定派遣に関する事項  （※紹介予定派遣の場合） | (1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等  ・ 契約期間　期間の定めなし  ・ 業務内容　ＯＡ事務機操作、電話応対、来客応対及びその他一般事務  ・ 試用期間に関する事項　なし  ・ 就業場所　販売促進部○○課○○係  （〒\*\*\*-\*\*\*\*福岡市中央区\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*-\*\*　TEL 092-\*\*\*-\*\*\*\*）  ・ 始業・終業　8時30分～17時00分  ・ 休憩時間　60分  ・ 所定時間外労働　有（１日４時間、１か月45時間、１年360時間の範囲内）  ・ 休 日 　毎週土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、  ・ 夏季休業(8月13日から8月16日)  ・ 休 暇　年次有給休暇：10日（６ヶ月継続勤務後）  ・ その他：有給（慶弔休暇）  ・ 賃 金 基本賃金 月給 180,000～240,000円（毎月15日締切、毎月20日支払）  ・ 通勤手当：通勤定期券代の実費相当（上限月額35,000円）  ・ 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率  ・ 所定時間外：法定超 25％、休日：法定休日 35%、深夜：25%  ・ 昇給：有（0～3,000円／月） 賞与：有（年2回、計1ヶ月分）  ・ 社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有  ・ 労働者を雇用しようとする者の名称　株式会社○○商事  (2) その他  ・ 派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。  ・ 紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。 | | | |
| 派遣労働者の限定 | 協定対象派遣労働者に　　　　　　　　　 限定　・　限定なし  *（※限定するか否かを記入してください。）* | | | |
| 無期雇用派遣労働者又は60歳以上に　　　限定　・　限定なし  *（※限定するか否かを記入してください。）* | | | |
| 派遣労働者の数 | 2名 | | | |
| 備　　　　 　考 |  | | | |

＊＊年＊月＊日

（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）